

訪問看護（医療保険）

[重要事項説明書]

[社会福祉法人 豊和会]

訪問看護ステーションつむぐ

訪問看護（医療保険）重要事項説明書

< 令和 年 月 日 >

1. 利用者

利用者名	様
------	---

2. 事業者（法人）の概要

事業者の名称	社会福祉法人 豊和会
法人の所在地	北九州市小倉南区沼緑町2丁目9番1号
法人の種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 江上 純二郎
電話番号	093-471-5111

3. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーションつむぐ
サービスの種類	訪問看護（医療保険）
事業所番号	4067791303
事業所の所在地	北九州市小倉南区沼緑町2丁目9番1号
事業の実施区域	北九州市・苅田町
管理者の指名	安永 佳織
電話番号	093-967-2240
FAX番号	093-471-5170

4. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人豊和会が実施する訪問看護事業（以下、単に「指定訪問看護事業」という。）は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は 要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの

綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、以下の場合を除いて、正当な理由なくサービス提供を拒まない。

①事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合。

②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難な場合。

5. 当法人で実施する事業

事業の種類		県知事の事業者指定 指定年月日	指定番号
施設	特別養護老人ホーム	平成12年4月1日	4070500402
在宅	短期入所生活介護	平成12年4月1日	4070500402
	通所介護	平成13年4月1日	4070500816
	訪問看護	令和6年6月1日	4067791303
	居宅介護支援	平成12年8月1日	4070500758
生活介護		令和7年4月1日	4017600810

6. サービスの内容と特徴

(1) 実施するサービス内容は以下の通りです。

医師の指示による 医療行為	かかりつけ医の指示に基づく医療処置を行います。
病状・障害の観察	病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍などのチェックを行います。
入浴・清拭・洗髪などによる 清潔の保持	身体の清拭、洗髪、入浴介助を行います。また皮膚状態の観察や爪切り等を行います。
食事および排泄等 日常生活の世話	食事や排泄などの介助・指導を行います。
褥瘡（床ずれ）の 予防・処置	褥瘡（床ずれ）予防の指導や床ずれの手当てを行います。
リハビリテーション	拘縮予防や機能の維持、嚥下機能訓練、屋外歩行等の運動。
ターミナルケア	がん末期や終末期などでも最後までご自宅で過ごせるよう、適切にお手伝いをいたします。
認知症患者の看護	事故防止など、認知症介護の相談・工夫の助言。
療養生活や 介護方法の指導	ご家族等へ介護方法等の指導のほか、介護支援や様々な相談に対応いたします。

医療機器等の管理	カテーテル、在宅酸素、人工呼吸器などの管理。
その他	低栄養や運動機能低下を防ぐための介護予防に関する助言。

(2) サービスの特徴

当事業所では医療依存度の高い方から低い方まで、医師との連携を図りながら 24 時間安心・安全な看護を提供いたします。同一敷地内には開設から 50 年を超える特別養護老人ホームを筆頭に、様々な事業を実施しており、必要時には連携することも可能です。

また職員の資質向上に力を注いでおり、1 月に 2 回以上法人内研修に参加しています。外部研修にも適宜参加しており、常にサービスの質の向上に努めます。

7. 事業所の職員体制

管 理 者 (看護師)	1 名（常勤、看護職員を兼務）	管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
看護職員	常勤換算(常勤、非常勤含む)で 2.5 人以上	看護師等は、主治医の指示書と訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。
事 務 員	1 人以上(常勤、兼務)	必要な事務を行う。

8. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日
営業時間	8：30～17：30（サービス提供時間も同様）
休 日	日曜日・年末年始（12 月 31 日～1 月 2 日）

※24 時間の連絡体制あり。ご利用者様の状況に応じて必要時には対応いたします。

9. 利用料金について

(1) 訪問看護（医療保険）を提供した場合の利用料の額は、診療報酬に基づき、負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。その他の費用は、事業所の定める額とします。

(2) お支払いいただく利用者負担金は、次の通りです。

【基本利用料金】

サービスの内容			料金	1割負担の場合
訪問看護 基本療養費Ⅰ	1日につき	週3回まで	5550円	555円
		週4日以降	6550円	655円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)	同一日に3人以上9人以下	週3回まで	2780円	278円
		週4日以降	3280円	328円
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅に備えての 一時的な外泊)	入院中の外泊		8500円	850円
精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	30分以上	週3回まで	5550円	555円
		週4日以降	6550円	655円
訪問看護管理療養費 単一建物居住利用者が20人未満	1日につき	月の初回	7710円	771円
		2日目以降	3010円	301円

【各種加算】

加算名		料金	1割負担の場合
24時間対応体制加算 ※1	月1回	6520円	652円
緊急時訪問加算 ※2	月14日まで	2650円	265円
	月15日以降	2000円	200円
早朝・夜間訪問看護加算	早朝 6時～8時 夜間 18時～22時	2100円	210円
深夜訪問看護加算	22時～6時	4200円	420円
難病等複数回訪問看護加算 ※3	1日2回訪問	4500円	450円
	1日3回以上訪問	8000円	800円
長時間訪問看護加算（週1回まで） ※4	1回の訪問時間が90分を超える	5200円	520円
複数名訪問看護加算 ※5	看護師と訪問	4500円	450円
	看護補助者と訪問	3000円	300円

退院時共同指導加算 ※6	がん末期等は 2 回	8000 円	800 円
特別管理指導加算（退院時共同指導加算に該当の場合） ※7		2000 円	200 円
退院支援指導加算 ※8	90 分未満	6000 円	600 円
	90 分以上	8400 円	840 円
在宅患者連携指導加算 ※9	月 1 回	3000 円	300 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算 ※10	月 2 回	2000 円	200 円
ターミナルケア療養費 ※11		25000 円	2500 円
情報提供療養費（1・2・3） ※12	月 1 回	1500 円	150 円
特別管理加算 ※13	（Ⅰ）重度	5000 円	500 円
	（Ⅱ）軽度	2500 円	250 円
ベースアップ評価料（Ⅰ）	月 1 回	1050 円	105 円
訪問看護物価対応料Ⅰ（1 日につき） 令和 9 年 5 月迄	月の初日	60 円	6 円
	月の 2 日目以降	20 円	2 円
訪問看護物価対応料Ⅰ（1 日につき） 令和 9 年 6 月以降	月の初日	120 円	12 円
	月の 2 日目以降	40 円	4 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算※14	月 1 回	50 円	5 円
訪問看護医療情報連携加算※15	月 1 回	1000 円	100 円
精神科重症患者支援管理連携加算※16	月 1 回	（イ） 8400 円	840 円
		（ロ） 5800 円	580 円

注 1) 原則週 3 日までの訪問。ただし厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者、特別訪問看護指示期間は週 4 日以上で、1 日 2～3 回の訪問ができます。

注 2) 急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示書が主治医より出された場合、1 か月につき指示の日から 1 4 日を限度として訪問看護が適用となります。（但し、気管カニューレを使用している状態、真皮を越える褥創の状態の方については、月 2 回まで）

※1 24 時間対応体制加算…休日や、夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化時に電話で看護に関する意見を求めることができる体制にあり、必要時には訪問看護を行います。

※2 緊急訪問看護加算…利用者の希望で診療所・在宅支援病院の指示により緊急の訪問を行った場合に算定します。

※3 難病等複数回訪問看護加算…厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用

者、特別訪問看護指示による訪問の方。同一建物 3 人以上は別途金額通知。

※4 長時間訪問看護加算…特別管理加算対象・特別訪問看護指示の場合は 3 回/週まで可能。(1 時間 30 分を超える訪問)

※5 複数名訪問看護加算…①利用者の身体的理由により、1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合看護師と訪問(週 1 回)③その利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合看護師と訪問は週 1、看護補助者と訪問は週 3 回まで。

※6 退院時共同指導加算…病院や介護老人保健福祉施設に入院、入所中の方が退院・退所にあたり、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合

※7 特別管理指導加算…特別管理加算の対象者

※8 退院支援指導加算…厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合に算定します。

※9 在宅患者連携指導加算…医療関係職種間の連携による指導等(月 1 回)

※10 在宅患者緊急時等カンファレンス加算…主治医の求めで利用者宅でのカンファレンスを行った場合(月に 2 回)

※11 ターミナルケア療養費…死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 回以上のターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した者を含む)

※12 情報提供療養費 1・2・3…市等への情報提供を行った場合

※13 特別管理加算(Ⅰ)…在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理、若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、又は気管カニューレを使用している状態や留置カテーテルを使用している状態にある場合算定します。

※13 特別管理加算(Ⅱ)…在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅難治性皮膚疾患処置指導管理を受けている状態、または人工肛門・人工膀胱を設置している状態、もしくは真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態にある場合に算定します。

※14 オンライン資格確認システムでの診療情報、薬剤情報を取得し計画的な訪問看護に活用する体制を評価する加算

※15 当事業所の看護師が連携する他医療機関等の関係職種が ICT を用いて記録した情報を取得及び活用し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に加算。

※16 長期入院後の退院患者や、入退院を繰り返している患者に、保健医療機関と連携、支援計画に基づき

(イ) 週 2 回以上の訪問看護、(ロ) 月 2 回以上の訪問看護を実施した場合に算定。

【その他費用】

訪問にかかる交通費	北九州市、苅田町は不要 実施地域を越えてから片道・・・50 円/km(実費を徴収)
エンゼルケア	20,000 円(税込み)

(死後の処置料)	
----------	--

※サービス提供に必要な居宅で使用する電気、ガス、水道の費用はご利用者の別途負担となります。

※営業時間内で2時間を超える訪問（長時間訪問看護加算の対象外の時）は、30分毎に3,000円徴収いたします。

10. お支払いについて

(1) 事業者は、当月の利用者負担金を請求書にて翌月15日までに請求し、利用者は26日

までに次の方法によりお支払いいただきます。

➤ 自動口座引き落とし

※ 手数料は事業所が負担いたします。

※ 引き落としができなかった月のお支払いについては、下記へお振込みお願いします。その

際の振込手数料は、ご利用者負担になります。

(福岡銀行)	口座名義人	支店名	預金種目	番号
社会福祉法人 豊和会 訪問看護ステーションつむぐ 理事長 江上 純二郎		小倉支店	普通預金	2971243

(2) 領収書の発行

事業者は、利用者負担金を受納した際に領収書を発行します。当該月に引き落としが確認できたものを、翌月請求時に同封させていただきます。

(3) 利用者負担金の滞納

利用者負担金の滞納がある場合には、利用契約書第11条に従い対応いたします。

11. キャンセル料

基本的にキャンセル料はありません。中止が頻繁になる場合、提供内容の変更を検討させていただきます。又、サービスをキャンセルする必要な場合は、速やかにご連絡をお願いいたします。

1 2. 個人情報の取り扱い

社会福祉法人豊和会は、個人情報に関する基本方針に基づき、ご利用者、代理人及び連帯保証人等の個人情報を利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供または収集します。（当法人発行の広報誌やパンフレットまたはホームページ等に名前や写真が掲載されることがあります。）

これらはご本人、代理人及び連帯保証人より、同意を得たうえで使用させていただきます。なお、利用期間は介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

個人情報の相談・苦情の受付および個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除・第三者提供の停止等の申し出がある場合には、事業所までお問い合わせください。

なお、ご利用者または代理人及び連帯保証人等の緊急連絡先について、緊急搬送時、災害時などに各関係機関に対し紹介・開示します。

1 3. 緊急時の対応

訪問看護サービス中に利用者様の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

主 治 医 連 絡 先			
病 院 名		電 話 番 号	
主 治 医 名			

緊 急 搬 送 先			
病 院 名		電 話 番 号	
主 治 医 名			

緊 急 時 連 絡 先			
続 柄		電 話 番 号	
氏 名			

1 4. 相談窓口、苦情対応及び苦情処理の体制

サービスに関する相談や苦情については、事業所管理者へご連絡ください。事業所での苦情に係わる問題点を把握し対応策を検討した上、ご利用者・ご家族に対応いたします。

○苦情受付…受け付け方法には、電話・文書・面接の3つの方法があります。

(受付担当) 管理者 安永 佳織
(利用時間) 毎日 午前 8:30～午後 5:30
(利用方法) 電話: 093-967-2240 面接: 事業所相談室

○又は、担当ケアマネージャーや区役所保健福祉課介護保険担当へも相談できます。

小倉北区役所	093-582-3433	八幡西区役所	093-642-1446
小倉南区役所	093-951-4127	門司区役所	093-331-1894
八幡東区役所	093-671-6885	若松区役所	093-761-4046
戸畑区役所	093-871-4527	荏田町役場	093-434-5544

○福岡県国民健康保険団体連合会 ≪介護保険課・苦情相談窓口≫

(TEL) 092-642-7859
(受付時間) 午前 9:00～午後 5:00 まで (土日祝日は除く)

1 5. 虐待の防止の為の措置

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）の定期的な開催及びその結果の看護師等に対する周知徹底を行います。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針の整備
- (3) 看護師等に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- (5) 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報いたします。

1 6. 事故発生時の対応および賠償責任

- (1) 利用者様に対する訪問看護サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を行うと共に、利用者様ご家族及び居宅介護支援事業者、並びに市町村等に連絡を行います。また、事故の原因を解明し、再発防止のための対応

策を講じます。

- (2) 訪問看護サービスの提供にあたって、利用者様の生命・身体財産に損害を及ぼした場合にはその損害を補償いたします。ただし、事業所に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。尚、当事業所は損害賠償保険に加入しております。

○損害賠償責任保険

保険会社	あいおい損害保険株式会社
保険内容	賠償責任保険

1 7. 感染症の予防及び蔓延防止

(1) 事業者は従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

(2) 感染症の予防及び蔓延の防止の為に、対策を検討する委員会を活用し、6 か月に1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。

(3) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。

(4) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

1 8. 事業継続に向けた取り組み

(1) 事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な看護サービスを継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。

(2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19. ハラスメント対策の強化

事業所は、適切な指定訪問看護を提供する観点から、職場において行われる性的な

言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。また顧客や取引先からの暴言や暴力・悪質なクレームなどの迷惑行為（カスタマーハラスメント）が行われた場合は、利用契約のお断り、利用契約の解除、または契約更新を中止させていただくこともございます。

令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

< 事 業 者 >

	〒800-0207
所 在 地	北九州市小倉南区沼緑町2丁目9番1号
事 業 者	訪問看護ステーションつむぐ
代 表 者	(管理者) 安永 佳織 ⑩

< 説 明 者 >

氏 名

印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護サービスについて重要事項説明を受けました。

< 利 用 者 >

住 所

氏 名

印

※本人以外が記入した場合
代 筆 者 氏 名
印

<代理人及び連帯保証人>

住 所

氏 名

印

社会福祉法人 豊和会
訪問看護ステーションつむぐ